

令和4年12月27日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和4年度12月総会を日置市東市来文化交流センター2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第54号 農地法第3条許可申請書審議について	(13件)
議案第55号 農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第56号 農地転用事業計画変更申請書審議について	(3件)
議案第57号 農地法第5条許可申請書審議について	(12件)
議案第58号 非農地証明願出書審議について	(3件)
議案第59号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(15件)
議案第60号 農用地利用集積計画審議について	(41件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (1人)

4番 日高 格一

〈 出席推進委員 〉 (11人)

20番 佐藤 洋三			
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (4人)

21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟	31番 鶴田 浩志
----------	-----------	-----------	-----------

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	東 浩文	次長兼農業振興係長	吉富 良一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和4年度12月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が11名出席しております。
なお、日高委員より欠席届が提出されております。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、8番「山口 義廣」委員と9番「野元 政博」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第54号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1頁から3頁の全13件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,665㎡、作物は水稻です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,577㎡、作物は水稻です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,773㎡、作物は野菜です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,545㎡、作物は水稻です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は387㎡、作物は野菜です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、4,794㎡、作物は水稻及び野菜です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、5,927㎡、作物は野菜及び景観作物です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、742㎡、作物は野菜です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、68,772㎡、作物は桑です。
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、2,149㎡作物は桑です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は15,000㎡作物は水稻です。
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、2,866㎡、作物は水稻です。
番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、2,017㎡、作物は牧草です。
以上、計13件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

2番 議案第54号の番号1について報告いたします。

令和4年12月20日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第54号の番号2について報告いたします。

令和4年12月18日、私と副の東委員は、申請人の立会いのもと現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

20番 議案第54号の番号3について報告いたします。

令和4年12月18日、私と正の日高委員は、申請人立会いのもと現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

20番 議案第54号の番号4について報告いたします。

令和4年12月18日、私と正の日高委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第54号の番号5について報告いたします。

令和4年12月20日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第54号の番号6について報告いたします。

令和4年12月17日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第54号の番号7について報告いたします。

令和4年12月21日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第54号の番号8について報告いたします。

令和4年12月18日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第54号の番号9について報告いたします。

令和4年12月18日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第54号の番号10について報告いたします。

令和4年12月18日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第54号の番号11について報告いたします。

令和4年12月18日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第54号の番号12について報告いたします。

令和4年12月20日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第54号の番号13について報告いたします。

令和4年12月21日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等及び一部重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第54号の全ての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

15番 番号7の景観作物は具体的には何か。

事務局 計画では、ひまわり等と緑肥化となっております。

会長 他にご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第54号の全ての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第54号の全ての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第55号「農地法第4条許可申請書審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の19頁をご覧ください。2件です。

番号1の転用目的は、一般住宅です。

番号2の転用目的は、貸資材置場です。

この案件については、平成26年ごろから公共事業の資材置場として教育委員会が貸借について、許可していたとのことで始末書が添付されております。

以上、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第55号の番号1について報告いたします。

令和4年12月20日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約5.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第55号の番号2について報告いたします。

令和4年12月17日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第55号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第55号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第55号の全ての案件は、許可することに決定しました。

会長 次に日程第4、議案第56号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、議案第56号の番号1は、日程第5、議案第57号「農地法第5条許可申請書審議」の番号6と、議案第56号の番号2は、日程第5、議案第57号「農地法第5条許可申請書審議」の番号8と、議案第56号の番号3は、日程第5、議案第57号「農地法第5条許可申請書審議」の番号12と関連しますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に資料の修正をお願いします。

資料の22頁の番号2の変更前の地目について、登記及び現況の欄について、6筆とも田に修正をお願いします。また変更後の地目についても、登記及び現況の欄について、6筆とも田に修正をお願いします。その下の100番2、98番2の登記の地目が田になっていますが、畑に修正をお願いします。また、同じ変更後の期間について、使用貸借権設定の期間が漏れており、「許可後～永久」と記入をお願いします。最後に29頁の番号8の地目の登記欄の2筆100番2、98番2について田から畑に修正をお願いします。

それでは説明に入ります。資料の22頁をご覧ください。3件です。

番号1は、28頁の議案第57号「農地法第5条許可申請書審議」の番号6と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和2年4月28日付指令日農委第5号2で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、申請地で太陽光発電施設を整備する計画でありましたが、今回事業継承者に売却することで話がまとまったとのことで、事業計画変更するものであります。

番号2は、29頁の議案第57号「農地法第5条許可申請書審議」の番号8と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和4年9月5日付指令日農委第5号52及び53で農地法第5条の規定により許可を

受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、当初6筆で株式会社S社にて駐車場の許可を得たところでしたが、今回施設の老朽化が進み、新たに工場を増設し、設備を整備しなければ工場がストップするとのことで、有限会社K社で、申請地に工場、設備用地を取得するため申請するものです。なお、株式会社S社と有限会社K社はグループ企業で、既存の施設を一体的に使用しており、また、申請地が土地改良事業の施工された第1種農地であるため、前回の許可と合わせた7, 629㎡は、既存施設15, 700. 99㎡の1/2(7, 850. 495㎡)を超えないので、事業計画変更するものであります。

また、103番(公衆用道路: 175㎡)と105番の一部(用悪水路: 777㎡のうち298. 87㎡)も一体利用する計画であり、市農地整備課と協議中とのことです。

番号3は、29頁の議案第57号「農地法第5条許可申請書審議」の番号12と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和4年10月28日付指令日農委第5号74で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

当初、計画者は、農地部分については前回までに7筆1, 497㎡でキャンプ場を整備予定でありましたが、隣接地の2筆について、売買の同意が得られたため、農地計9筆1, 760㎡、隣接する宅地及び雑種地も含め一体利用面積は2657. 1㎡にてキャンプ場を整備するため、事業計画変更するものであります。また、日置市土地利用協議についても、建設課と打合せをしているとのことです。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

13番 議案第56号の番号1と議案第57号の番号6については一括して報告いたします。

令和4年12月19日、私と副の西園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0. 1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第56号の番号2と議案第57号の番号8については一括して報告いたします。

令和4年12月19日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないので、第1種農地の既存施設の拡張と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 まず、総会資料の26頁をご覧ください。この申請については3回目の事業計画変更となります。今まで、現地調査の際に、いつから着工なのか尋ねていたのですが、毎回、今回の申請が許可になればと、申請代理人の方から回答いただいていたのですが、何一つ着工しておりません。このため、誓約書や看板等、目に見える形で転用の準備を進めてもらえないか話をいたしました。その後、理由書兼誓約書が送られてきました。その理由書兼誓約書を拝見したところ、日置市の土地利用協議が必要となり、この土地利用協議を済ませないと、造成工事には入れないとのことになりましたので、現地調査報告をいたします。

議案第56号の番号3と議案第57号の番号12については一括して報告いたします。

令和4年12月17日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべての案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第56号の番号1と関連する議案第57号の番号6、議案第56号の番号2と関連する議案第57号の番号8、議案第56号の番号3と関連する議案第57号の番号12の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第56号の番号1と関連する議案第57号の番号6、議案第56号の番号2と関連する議案第57号の番号8、議案第56号の番号3と関連する議案第57号の番号12の案件について、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第57号「農地法第5条許可申請書審議」の番号6、番号8、番号12以外の案件を議題とします。日程第4、議案第57号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは資料の27頁をご覧ください。番号6、8、12を除く9件について説明いたします。

番号1の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、ウィスキー原酒保管庫、権利種別は所有権移転です。

この案件については、今回、相続が済んだ分の申請で、今後も相続が済み次第申請があるとのことです。また、土地利用協議についても、建設課とも打合中と聞いております。

番号4の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

建売住宅11棟を建築するものであります。

番号5の転用目的は、太陽光発電施設権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、資材置場、駐車場、権利種別は所有権移転です。

この案件については、これまで許可のあった隣接地と一体利用し、全体面積は6,350㎡となり

ます。土地利用協議についても建設課と協議中と聞いております。

番号9の転用目的は、工事用道路、資材置場、権利種別は賃借権設定です。

こちらの案件は、西回り自動車道の4車線化による橋脚施工によるための、工事用道路及び資材置場で隣接地の山林と一体利用し、全体面積は2016㎡です。なお、契約期間はR4.7.1～R10.3.31までの一時転用です。なお、既に転用済みのため始末書が添付されております。

番号10の転用目的は、一般住宅、倉庫、権利種別は使用貸借権設定です。

申請地は、貸人の実家の隣接地で、隣接地の住宅を取り壊し、新たに一般住宅を建築するものです。なお、申請地には既に倉庫が建っているため、始末書が添付されております。また、宅地との一体利用面積は509.62㎡です。

番号11の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

建売住宅2棟を建築するものであります。

以上、番号6、8、12を除く9件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第57号の番号1について報告いたします。

令和4年12月20日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第57号の番号2について報告いたします。

令和4年12月20日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所日吉支所から約260mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。

また、この案件については、東側に田があるため、西日の際の日照の関係で陰にならないか確認をしたところ、屋根付きの駐車場ではないことを確認いたしました。

報告を終わります。

7番 議案第57号の番号3について報告いたします。

令和4年12月21日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地と一部草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第57号の番号4について報告いたします。
令和4年12月19日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約80mに位置する農地であり、その規模が約1.0haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番

議案第57号の番号5について報告いたします。
令和4年12月21日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第57号の番号7について報告いたします。
令和4年12月20日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第57号の番号9について報告いたします。
令和4年12月22日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第57号の番号10について報告いたします。

令和4年12月19日、私と副の瀧聞委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第57号の番号11について報告いたします。

令和4年12月21日、私と副の瀧聞委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第57号の番号6、番号8、番号12以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

10番 5条許可後の報告はどうなっているのか。

事務局 許可証と同時に、進捗状況報告書を出すよう依頼している。

10番 進捗状況報告書が出てきていないものについて、どうなっているのか。

事務局 進捗状況報告書を出すよう文書を送るよう準備を進めております。

10番 先ほどの事業計画変更申請書審議の案件でもあったが、許可後2年・3年経った案件が散見されるが、今後、総会資料を返すとなると、現地調査に行かれた委員はわかっているが、そうでない委員はわからないので、もう少し申請人に何かしていった方がいいのではと個人的に思いました。

会長 ただいまの事については、事務局で検討をお願いします。

他に何かありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第57号の番号6、番号8、番号12以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第57号の番号6、番号8、番号12以外の案件については、許可することに決定しました。

<休憩：10時10分～10時20分>

会長 次に、日程第6、議案第58号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の42頁をご覧ください。3件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1から番号3までのいずれの案件も20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第58号の番号1について報告いたします。

令和4年12月20日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第58号の番号2について報告いたします。

令和4年12月21日、私と副の鳩野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第58号の番号3について報告いたします。

令和4年12月20日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第58号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第58号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第58号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

- 会長 次に、日程第7、議案第59号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 46頁をご覧ください。
議案第59号 「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。
番号1は、東市来町養母、登記地目は畑、登記面積は90㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。
番号2から番号15の14筆は、日吉町吉利、登記地目は田及び畑、登記面積は合計6,336㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。
以上、田13筆、畑2筆、合計面積6,426㎡です。
農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしく願います。
- 会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第59号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数ですので、議案第59号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。
- 会長 次に、日程第8、議案第60号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
- 会長 山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 8番 [退席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 50頁の番号2です。貸借です。
面積について、田は900㎡、畑は無し㎡、計900㎡、うち再設定面積は900㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数1件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく願います。
- 会長 何かご質疑等は、ありませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ありませんので、議案第60号の山口義廣委員が関係する利用権設定の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第60号の山口義廣委員が関係する利用権設定の番号2の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
山口委員に着席の連絡をしてください。
- 8番 [着席]
- 会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 19番 [退席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 52頁の番号12、53頁の番号18、番号19です。貸借です。

この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は2, 544㎡、計2, 544㎡、うち再設定面積は847㎡、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第60号の春成委員が関係する利用権設定の番号12、番号18、番号19の3件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第60号の春成委員が関係する利用権設定の番号12、番号18、番号19の3件の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、東委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 52頁の番号13です。貸借です。

この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は261㎡、畑は無し、計261㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第60号の東委員が関係する利用権設定の番号13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第60号の東委員が関係する利用権設定の番号13の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 次に、地頭所忠一委員が関係する案件です。

53頁の番号20、54頁の番号21～24、55頁の番号25～27です。貸借です。

面積について、田は12, 201㎡、畑は無し、計12, 201㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は8件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第60号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号20から番号27までの8件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第60号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号20から番号27までの8件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、池畑正治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

3番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 57頁の農地中間管理事業分の番号9です。貸借です。
面積について、田は無し、畑は956㎡、計956㎡、うち再設定面積は572㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第60号の池畑委員が関係する農地中間管理事業の番号9の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第60号の池畑委員が関係する農地中間管理事業の番号9の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
池畑委員に着席の連絡をしてください。

3番 [着席]

会長 次に、議案第60号の議事参与制限以外の案件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。資料の49頁です。3件とも贈与です。
面積について、田は3, 132㎡、畑は無し、計3, 132㎡、作物は水稻です。
次に、利用権設定分です。資料の50～55頁です。貸借です。
面積について、田は4, 549㎡、畑は11, 161㎡、計15, 710㎡、うち再設定面積は12, 324㎡、利用権設定件数は14件、うち再設定件数は10件です。
最後に、農地中間管理事業分です。資料の56頁～58頁です。貸借です。
面積について、田は9, 400㎡、畑は6, 826㎡、計16, 226㎡、うち再設定面積は3, 894㎡、利用権設定件数は13件、うち再設定件数は4件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第60号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第60号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。
閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和4年度12月総会を閉会します。

(閉会 10時40分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

8 番

9 番